

秋田県特定職業訓練促進給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田県特定職業訓練促進給付金（以下、「給付金」という。）の支給の申請、決定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雇用保険の受給資格がない求職者への給付金の支給を通じて、職業訓練の受講を促し、訓練期間中の生活の安定を図ることにより、早期の再就職と人手不足が顕著な介護・建設関連分野への労働移動を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「雇用保険被保険者」とは、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者をいう。
- (2) 「雇用保険受給資格者」とは、雇用保険法第15条第1項及び同法第37条の3第2項に規定する受給資格者をいう。
- (3) 「支給単位期間」とは、職業訓練等の訓練開始日又は訓練開始応答日から各翌月の訓練開始応答日の前日（訓練終了日の属する月にあつては、当該訓練を終了した日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間のことをいう。

(支給の範囲)

第4条 給付金は、予算の範囲内において、支給する。

(支給対象者)

第5条 給付金は、支給単位期間中、次のいずれにも該当する求職者（以下「支給対象者」という。）に支給するものとする。

- (1) 別表に記載する職業訓練（以下、「対象訓練」という。）を受ける者であること。
- (2) 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者ではないこと。
- (3) 求職者支援制度における職業訓練受講給付金の支給対象者ではないこと。
- (4) 収入額が8万円以下であること。
- (5) 金融資産額が100万円以下であること。
- (6) 訓練日数の8割以上に出席していること。

(給付金の支給額)

第6条 給付金の額は、一支給単位期間につき70,000円とする。ただし、支給単位期間が28日未満の場合は、2,500円に支給単位期間における日数を乗じた額とする。

(給付金の支給対象とする支給単位期間)

第7条 給付金の支給対象とする支給単位期間は、当該支給単位期間の初日が令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に属するものとする。ただし、当該支給単位期間が

令和6年4月1日以降にまたがる場合は、当該支給単位期間の初日から令和6年3月31日までを支給単位期間とする。

(給付金の交付申請)

第8条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに、「秋田県特定職業訓練促進給付金交付申請書」（以下「交付申請書」という。）（様式第1号）を知事に提出するものとする。

2 申請者は、次の各号に掲げる書類を交付申請書とともに知事に提出するものとする。

ただし、1つの対象訓練につき複数の支給単位期間の交付申請を行う場合で、かつ支給要件について前回交付申請時から変更がない場合は、2回目以降の交付申請時に次の各号に掲げる書類の提出を省略することができる。

- (1) 証明書の交付について（申請）（様式第3号）
- (2) 本人確認書類の写し
- (3) 対象訓練に係る受講推薦通知書又は就職支援計画書の写し
- (4) 交付申請日前1か月の間に得た収入を証明する書類の写し
- (5) 交付申請日時点の金融資産を証明する書類の写し（残高や評価額が20万円以上のものに限る）
- (6) 振込先口座の預金通帳の写し

(給付金の交付決定)

第9条 知事は、前条の申請書類の内容を審査するとともに、速やかに交付の可否及び給付金額を決定し、秋田県特定職業訓練促進給付金交付決定通知書（様式第6号）又は秋田県特定職業訓練促進給付金不交付決定通知書（様式第7号）により、遅滞なく当該申請者に対して通知するものとする。

(給付金の交付申請の取下げ)

第10条 申請者は、当該交付決定を受けた内容に変更があったこと等により、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、秋田県特定職業訓練促進給付金交付申請取下書（様式第2号）により、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったとき、既に第9条第1項の規定による交付決定通知が行われていたときは、従前の給付金交付の決定はその効力を失う。

(給付金の実績報告)

第11条 申請者は、給付金の交付決定を受けた対象訓練の支給単位期間が終了したときは、当該支給単位期間の最終日から起算して30日以内又は令和6年3月31日のいずれか早い期日までに、秋田県特定職業訓練促進給付金実績報告書（様式第4号）（以下「実績報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

(給付金の額の確定等)

第12条 知事は、前条の報告を受けた場合には、当該報告に係る書類の審査および必要に応じて行う報告内容の聴取等により、交付すべき給付金の額を確定し、既に行った交付決

定額の変更を要するときは、秋田県特定職業訓練促進給付金交付決定変更（取消）通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項により確定した給付金の額が、第9条第1項で通知した交付決定額と同額であるときは、前項の通知は省略することができる。

（審査に係る留意事項）

第13条 知事は、第8条に規定する交付申請書及び第11条に規定する実績報告書に添付されている書類等をもとに、第5条の各号の要件を満たしているか確認するものとする。

- 2 知事は、前項に規定する書類等について、確認後、必要に応じて写しを取り、申請者に返却するものとする。

（給付金の支払の請求）

第14条 申請者は、当該給付金の支払の請求をしようとするときは、交付決定を受けた対象訓練の支給単位期間の最終日から起算して30日以内又は令和6年3月31日のいずれか早い期日までに、秋田県特定職業訓練促進給付金請求書（様式第5号）を知事に提出するものとする。

（給付金の支払い）

第15条 給付金は、第12条の規定による額の確定後、支払うものとする。

（決定の取消し）

第16条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）対象訓練が中止となるなどして申請者が給付金を要しなくなったとき、または、受給要件を満たさなくなったとき。
- （2）給付金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3）虚偽その他の不正の行為により給付金の交付の決定を受け、又は受けようとしたとき。

- 2 知事は、給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、秋田県特定職業訓練促進給付金交付決定変更（取消）通知書（様式第8号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（給付金の返還）

第17条 申請者は、知事が給付金の交付決定を変更又は取り消した場合において、給付金が既に交付されているときは、知事の定める期限内に、当該給付金を返還しなければならない。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

この要綱は、令和5年5月29日より施行する。

別表 秋田県特定職業訓練促進給付金の対象となる求職者支援訓練及び公共職業訓練

【求職者支援訓練】

訓練実施機関	対象訓練	訓練開始日
有限会社次元	介護職員初任者研修科（短時間）	R5. 6. 27
株式会社鷹巣交通	建設機械運転科（短期間・短時間）	R5. 7. 4
秋田圏域人材支援事業協同組合	介護職員初任者研修科（短期間）	R5. 8. 25

【公共職業訓練】

訓練実施機関	訓練科名	訓練開始日
秋田県立鷹巣技術専門校	建設機械運転科	R5. 4. 7
	介護職員初任者研修科	R5. 8. 17
	建設機械運転科	R5. 9. 28
	介護職員初任者研修科	R5. 10. 13
	介護職員初任者研修科	R6. 2. 20
秋田県立秋田技術専門校	介護福祉士養成科	R5. 4. 4
	介護職員初任者研修科	R5. 5. 16
	介護実務者研修科	R5. 6. 8
	介護職員初任者研修科	R5. 10. 4
	介護実務者研修科	R5. 12. 5
	介護職員初任者研修科	R6. 2. 6
	介護職員初任者研修科	R6. 3. 14
秋田県立大曲技術専門校	第二種電気工事士等資格取得応援科	R5. 4. 11
	介護実務者研修科	R5. 6. 28
	介護職員初任者研修科	R5. 7. 25
	介護職員初任者研修科	R5. 11. 7
	介護職員初任者研修科	R5. 12. 13
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構秋田支部	電気設備技術科	R5. 4. 5
	ビル管理技術科	R5. 4. 5
	建築 CAD 施工科	R5. 5. 9
	電気設備技術科	R5. 7. 4
	ビル管理技術科	R5. 7. 4
	電気設備エンジニア科	R5. 9. 5
	住宅リフォームデザイン科	R5. 9. 5
	電気設備技術科	R5. 10. 3
	ビル管理技術科	R5. 10. 3
	建築 CAD 施工科	R5. 11. 2

	住宅リフォームデザイン科	R5. 12. 5
	電気設備技術科	R6. 1. 5
	ビル管理技術科	R6. 1. 5
	住宅リフォームデザイン科	R6. 3. 5
	電気設備エンジニア科	R6. 3. 5

(様式第1号)

秋田県特定職業訓練促進給付金 交付申請書

令和 年 月 日

(あて先) 秋田県知事

申請者住所 _____

申請者氏名 _____

次のとおり、秋田県特定職業訓練促進給付金を受けたいので、秋田県特定職業訓練促進給付金支給要綱第8条に基づき必要書類を添えて交付申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載内容は事実と相違ないことを誓約します。

1 申請者情報

フリガナ 1 氏名	
2 生年月日	昭和・平成 年 月 日
3 住所	〒
4 電話番号	()

2 受講訓練情報

1 実施機関名	
2 訓練科名	
3 対象となる 支給単位期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 支給要件情報

(1) 雇用保険の求職者給付を受給できないこと。

受給できない

受給できる

【裏面も御記入ください】

(2) 申請者本人の交付申請日前1か月の間に得た収入は8万円以下であること。

- 8万円以下である 8万円を超えている

(交付申請日前1か月の間に得た収入の状況)

種類	内容	金額
就労収入		円
年金・手当等収入		円
その他収入		円

(3) 申請者本人の申請日時点の金融資産額の合計が100万円以下であること。

- 100万円以下である 100万円を超えている

(給付金申請日時点における資産の状況)

種類	内容	金額
現金	左記に同じ	円
預貯金	左記に同じ	円
債権・株式・その他		円

(4) 求職者支援制度における職業訓練受講給付金の支給要件に該当しないこと。

- 支給要件に該当しない 支給要件に該当する

(※初回の交付申請を行う場合のみ、この欄について公共職業安定所の証明を受けてください。)

上記の者に対して、職業相談窓口において求職者支援制度の職業訓練受講給付金に関する資料を手交し、同給付金の支給要件について説明しました。

令和 年 月 日

公共職業安定所 窓口担当

確認印

(注意事項)

1 以下の書類(1)～(6)が添付されているか確認してください。また、申請書の記載内容と各書類の内容が合致するようにしてください。

なお、1つの訓練につき複数の交付申請を行う場合で、かつ支給要件情報について前回交付申請時から変更がない場合、2回目以降の交付申請時に(1)～(6)の書類の提出は不要です。

- (1) 証明書の交付について(申請)(様式第3号)
- (2) 本人確認書類の写し
- (3) 対象訓練に係る受講推薦通知書又は就職支援計画書の写し
- (4) 申請日前1か月の間に得た収入を証明する書類の写し
- (5) 申請日時点の金融資産を証明する書類の写し(残高や評価額が20万円以上のものに限る)
- (6) 振込先口座の預金通帳の写し

※詳細は「秋田県特定職業訓練促進給付金申請要領」を参考としてください。

2 内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって秋田県特定職業訓練促進給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後秋田県特定職業訓練促進給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。

(様式第2号)

秋田県特定職業訓練促進給付金 交付申請取下書

令和 年 月 日

(あて先) 秋田県知事

申請者住所 _____

申請者氏名 _____

次のとおり、秋田県特定職業訓練促進給付金交付申請を取り下げるので、秋田県特定職業訓練促進給付金支給要綱第10条の規定に基づき届け出ます。

1 取り下げの理由

2 交付決定している場合、交付決定年月日及び指令番号

令和 年 月 日付け 指令雇労一

(様式第3号)

令和 年 月 日

公共職業安定所長 様

証明書の交付について (申請)

住 所

氏 名

生年月日 昭和・平成 年 月 日

秋田県特定職業訓練促進給付金の交付申請 (提出先: 秋田県産業労働部雇用労働政策課) のため、下記についての証明書の交付を申請します。

記

証明事項	雇用保険被保険者の資格及び雇用保険の受給資格の有無について
------	-------------------------------

(以下、公共職業安定所証明欄)

証明日時点において、

- (1) 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者で ない ・ ある
- (2) 雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者で ない ・ ある
- (3) 雇用保険法第37条の3第2項に規定する受給資格者で ない ・ ある

上記について証明します。

令和 年 月 日

公共職業安定所

確認印

(様式第4号)

秋田県特定職業訓練促進給付金 実績報告書

令和 年 月 日

(あて先) 秋田県知事

申請者住所 _____

申請者氏名 _____

次のとおり、給付金の交付決定を受けた訓練の支給単位期間を終了したので、秋田県特定職業訓練促進給付金支給要綱第11条に基づき、報告します。

なお、この報告書の内容は、事実と相違ないことを誓約します。

1 交付決定年月日及び指令番号

令和 年 月 日付け 指令雇労一 _____

2 給付金交付決定額

金 _____ 円

3 交付対象の訓練及び支給単位期間

訓練実施機関 _____

訓練科名 _____

支給単位期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4 交付対象の支給単位期間中における「秋田県特定職業訓練促進給付金交付申請書」への記入内容からの変更点

無 有

(変更有の場合、その内容)

<input type="checkbox"/> 雇用保険や職業訓練受講給付金の受給開始 (初回認定期間： _____)
<input type="checkbox"/> 収入の増加 (増加後の収入額： _____)
<input type="checkbox"/> 金融資産の増加 (増加後の金融資産額： _____)
<input type="checkbox"/> 職業訓練の中退等 (中退等した日： _____)
<input type="checkbox"/> その他(住所、氏名の変更等) (_____)

【裏面の証明を受けてください】

5 訓練受講証明欄（訓練実施施設の記載欄）

月	1	2	3	4	5	6	7	月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14		8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21		15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28		22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31						29	30	31				
月 日 ()							月 日 ()								
時限	1	2	3	4	5	6		時限	1	2	3	4	5	6	
月 日 ()							月 日 ()								
時限	1	2	3	4	5	6		時限	1	2	3	4	5	6	
月 日 ()							月 日 ()								
時限	1	2	3	4	5	6		時限	1	2	3	4	5	6	

- ※カレンダーに該当する印を付けてください
- ・職業訓練が行われなかった日 =印（取消線）
 - ・職業訓練の一部のみを受けた日 △印
 - ・職業訓練を受けなかった日 ×印
- ※カレンダーに「△」印を付けた日は、時限毎の印を付けてください。
- ・出席した時限 ○印
 - ・欠席した時限 ×印
 - ・遅刻した時限 /印
 - ・早退した時限 \印
 - ・訓練を実施していない時限 =印（取消線）

（訓練実施施設の証明欄）

上記「5 訓練受講証明欄（訓練実施施設の記載欄）」の記載事実には誤りのないことを証明する。

令和 年 月 日

（訓練実施施設の長の職氏名）

（訓練実施施設の担当者名）

（訓練実施施設の連絡先）

(様式第5号)

秋田県特定職業訓練促進給付金 請求書

令和 年 月 日

(あて先) 秋田県知事

(課名: 雇用労働政策課)

債権者

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

次のとおり請求します。

請求金額 _____ 円

経費の内訳	秋田県特定職業訓練促進給付金			
支払方法	口座振替払			
金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	本・支店名	本店 支店	
口座種別 ※○で囲む	普通・当座・貯蓄	口座番号 ※右詰め		
口座名義 ※カタカナで 記載				
摘要	本件の作成者及び連絡先: 債権者に同じ			

指令雇労 一
令和 年 月 日

〒

(申請者名) 様

秋田県知事 印

秋田県特定職業訓練促進給付金 交付決定通知書

令和 年 月 日付で交付申請のありました秋田県特定職業訓練促進給付金について、次のとおり交付することに決定したので、秋田県特定職業訓練促進給付金支給要綱第9条第1項の規定により通知します。

1 交付決定額	金 円
2 交付対象となる訓練 及び支給単位期間	訓練実施機関 訓練科名 支給単位期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
3 交付の条件	<ul style="list-style-type: none">対象者は、秋田県特定職業訓練促進給付金交付要綱に従い、遅滞なく給付金実績報告書を提出すること。上記のほか、申請内容の変更等が生じた場合は、速やかに知事に報告するとともに、必要な手続きを行うこと。

雇 労 一
令和 年 月 日

〒

(申請者名) 様

秋田県知事 印

秋田県特定職業訓練促進給付金 不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のありました秋田県特定職業訓練促進給付金について、次の理由により不交付とすることに決定したので、秋田県特定職業訓練促進給付金支給要綱第9条第1項の規定により通知します。

1 不交付とした理由

指令雇労 一
令和 年 月 日

〒

(申請者名) 様

秋田県知事 印

秋田県特定職業訓練促進給付金 交付決定変更（取消）通知書

令和 年 月 日付け指令雇労 一 をもって通知した秋田県特定職業訓練促進給付金の交付決定を次のとおり変更（取消）することに決定しましたので、秋田県特定職業訓練促進給付金支給要綱第12条第1項（第16条第2項）の規定により通知します。

1 変更（取消）の理由 及び範囲	
2 変更（取消）後の交付決定額	金 円
3 交付の条件	